

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の
一部を改正する省令（案）に関する意見公募手続の結果について（案）

令和5年12月〇日

経済産業省

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和5年10月16日から同年11月14日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

（なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。）

寄せられた御意見の概要	寄せられた御意見に対する考え方
説明会の開催予定の公告について	
開催予定日の一週間前までの公告というのは、あまりに短い。仕事を持っていれば無理。少なくとも1か月前以上前の公告としてください。そのような法改正にしてください。	御意見も踏まえながら、法令に基づき、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して、開催予定を公告するよう、原子力発電環境整備機構を指導していきます。
説明会の公告は、説明会があることを周知し、参加の意思のある住民が予定を調整することができるよう、少なくとも1カ月前には広告する必要がある。	
現行の施行規則では「説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない」とあるが、説明会の開催を積極的に住民に知らせるには少なくとも一月前には公告するべきであり、そのように施行規則を改正するべきである。	
最大限の住民にあまねく理解と意見を求められるよう尽力されたし。本気で国民の声を訊くつもりであるなら、NHKの朝7時、昼12時のニュースにて、5日間程度は、調査報告および意見交換を開催する機会を予定していることを一月前から徹底的に周知をするべきである。	
説明会の公告―現行の施行規則では説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならないとあるが、＜丁寧な説明を行うため＞に説明会の開催を積極的に住民に知らせるには、少なくとも一月前には公告するべきであり、そのように施行規則を改正するべきです。	
説明会の周知の徹底が不足です。新聞広告の極小記事では形ばかりの形式で誠意が感じられません。	文献調査の結果に関する報告書の説明会に関する開催予定の公告は、今後、報告書が作成され次第、官報への掲載等の適切な方法により行われます。

寄せられた御意見の概要	寄せられた御意見に対する考え方
縦覧期間について	
「30日以上」を「1カ月」に変えるということは、期間の短縮以外のことを意味しません。改悪案の意図が見え見えます。改悪案は、議論が巻き起こる前に決めてしまおうという意図が見え見えます。こんなものを認めることなんてとてもできません。むしろ期間を1年くらいに伸ばすべきです。	今回の改正案による改正後の規定「三十日以上相当の期間を定めて」は、現在規定されている一月間よりも長い適切な期間を、地域の状況等に応じて柔軟に設定することを可能にするものです。
報告書縦覧の期間を三十日以上に改正するとあるが、改正前の一月間と比べ改正後(案)の三十日以上は、丁寧な説明を行うためという目的との齟齬がある。当該都道府県全域の住民の意見を聴くためには、十分な期間を確保する必要性を謳っているのであるから、この改正案には承服できない。再度ご検討の上、長い期間を明記した改正を作成すべきです。 北海道は縦覧、説明会に参加希望でも、季節（特に冬場）や交通手段（移動時間など）の確保など様々なリスクがあることも考慮に入れた期間の設定を強く望みます。	
今回の施行規則の一部を改正する省令（案）で、縦覧の期間を30日以上にするということですが、特定放射性廃棄物最終処分場建設は処分場が出来て埋設が終わるまでの期間だけでも今後100年近くを要することです。そのための調査の縦覧の期間は都道府県全域の住民の意見を十分に聴ける期間であるべきである。	今回の省令改正案は、関係都道府県内において、十分な縦覧期間・説明会開催期間を設けられるようにするためのものです。
縦覧期間は、広い北海道で住民が報告書を読み、説明会に参加するには、十分な期間(少なくとも三十日の倍)が必要である。	御意見も踏まえながら、十分な縦覧・説明会開催の期間を設定するよう、原子力発電環境整備機構を指導していきます。
報告書についての公告及び縦覧について「三十日以上相当の期間を定めて」について、他の都道府県より広い北海道では、住民の意見を聴く十分な期間は他の都府県より長い期間が必要。	
報告書縦覧の期間を三十日以上に改正については、期間が不十分なことが考えられる。調査地を中心とする地域のみならず、周辺地域を含む市町村、および都道府県内の未来を担う世代にも配慮した住民に調査報告書の飼料が縦覧され、住民一人一人が最終処分場の設置に関しての意識が持てるよう、その期間は充分なものとならなければならない。何故ならその処分場に関する被害を担わなければならないのは、その住民であり、今後何世紀に及ぶリスクとなるか分からないからである。	
報告書縦覧の期間を三十日以上に改正するということだが、当該都道府県全域の住民の意見を聴くに十分な期間を確保することを明記すべきである。	

寄せられた御意見の概要		寄せられた御意見に対する考え方	
縦覧の実施方法について			
ネット環境のない多くものにとっては、大変不利があります。また縦覧資料を印刷できない事は、課題を熟読しパブリックコメントを提出したいものにとっても、大変な時間と手間がかかります。今後は印刷可能な設定にしてください。		御意見も踏まえながら、報告書をご覧いただきやすい在り方を検討するよう、原子力発電環境整備機構を指導していきます。	
説明会の実施方法について			
説明会は概ね主催者側の一方的報告で終わってしましがちです。住民は説明会が終わってから疑問点や不満を持っても訴えることが出来ない。		文献調査報告書の内容について意見を有する者は、説明会が開催される期間である縦覧期間の満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間、原子力発電環境整備機構に対し、意見書の提出により、これを述べるができることとされています（特定放射性廃棄物の最終処分に関する施行規則（平成12年通商産業省令第151号）第10条第1項）。	
要望があれば、複数回の説明会を開くことを明記してほしい。とことん話し合う事が互いの理解を深める最短の道と思います。		御意見も踏まえながら、法令に基づき、丁寧に説明会が開催されるよう、原子力発電環境整備機構を指導していきます。	
首長および住民から希望のあった地域では複数回の説明会を開催することを明記すべきである。			
首長および住民から希望のあった地域では複数回の説明会を開催することを明記すべきです。			
第9条に定められた説明会は、一方的に原子力発電環境整備機構の見解を聞くだけの場にするべきではなく、現在の最終処分の進め方に疑問を持つ専門家複数の意見も併せて聞くことができる内容が保障されるべきだと思います。		御意見も踏まえながら、法令に基づき、丁寧に説明会が開催されるよう、原子力発電環境整備機構を指導していきます。	
説明会の実施場所について			
北海道は広いので、開催場所は複数必要。各支庁ごとに行うべき。		御意見も踏まえながら、法令に基づき、丁寧に説明会が開催されるよう、原子力発電環境整備機構を指導していきます。	
開催場所は、希望があった全地域で開催する。			
また、開催地に於いても当該地域ばかりでなく振興局所在地にて開かれるべき。特定放射性廃棄物は単にその狭い地域だけの問題ではなく北海道全体の問題です。			
第九条に定められた説明会について 開催の場所、首長および住民から要望があった全地域、当該文献調査対象地区の所在地の周辺地域（例えば、北海道においては後志全域）、および当該都道府県民が遍く説明会参加の機会を保障されるうる各地点（例えば、北海道では最低でも北海道総合振興局14か所の所在地）での開催を確保できるよう明記すべきである。			
開催の場所、首長および住民から要望があった全地域、当該文献調査対象地区の所在地の周辺地域（例えば、北海道においては後志全域）、および当該都道府県民が遍く説明会参加の機会を保障されるうる各地点（例えば、北海道では最低でも北海道総合振興局14か所の所在地）での開催を確保できるよう明記すべきである。			

寄せられた御意見の概要		寄せられた御意見に対する考え方	
報告書に関する意見の反映等について			
文献調査報告書に対する意見募集においては、これを真摯に国民・道民の意見を知るためのものとするべきであり、提出された意見に関しては報告書の再検討に生かすべきである。		原子力発電環境整備機構は、報告書についての意見書の提出があったときは、これに配意して、概要調査地区の選定をしなければならないこととされています（特定放射性廃棄物の最終処分に関する施行規則（平成12年通商産業省令第151号）第12条）。	
提出された意見に関しては報告書の再検討に生かすべきである。			
多様な意見をきいたうえで寄せられた住民の意見は、いったん持ち帰られ、報告書の見直しに反映される。そのような形でなければ、説明会は、形式的にスケジュールを進めるためのものになってしまいます。実のある縦覧・説明会の実施を保障する内容に施行規則も改正されるべきだと考えます。文献調査報告書に対する意見募集は、提出された意見が報告書の再検討に生かされることを求			
説明会の内容は、NUMOの説明を一方的に周知するのではなく、住民から出た意見を聞くだけではなく、持ち帰って再検討し、改めて説明会を行うべきである。			
当該都道府県住民にとって遠い将来にわたって多大な影響を与える特定放射性廃棄物最終処分場建設に関する説明会を、NUMOの主張を周知することのみを目的とした場とすることは許されない。報告書の内容について住民から出た意見に関してはNUMOが持ち帰り、報告書の再検討をしなければならないことは民主主義を標榜する国にあっては当然のことである。また、再検討の結果については再度、公告・縦覧され、重ねて説明会が行われなければならない。そのような説明会を保障する施行規則とするべきである。			
当該都道府県住民にとって遠い将来にわたって多大な影響を与える特定放射性廃棄物最終処分場建設に関する説明会を、NUMOの主張を周知することのみを目的とした場とすることは許されない。報告書の内容について住民から出た意見に関してはNUMOが持ち帰り、報告書の再検討をしなければならないことは民主主義を標榜する国にあっては当然のことである。また、再検討の結果については再度、公告・縦覧され、重ねて説明会が行われなければならない。そのような説明会を保障する施行規則とするべきである。			
説明会の内容—当該都道府県住民にとって遠い将来にわたって多大な影響を与える特定放射性廃棄物最終処分場建設に関する説明会を、NUMOの主張を周知することのみを目的とした場とすることは許されることではないと感じている。また報告書の内容については、住民から出た意見に関してはNUMOが持ち帰り、報告書の再検討をしなければならない。このことは民主主義国家では当然のことです。再検討の結果に於いては再度、公告・縦覧され、重ねて説明会が行われなければならない。国は、このような説明会を保障し施行し規則とする義務があるのではないか。			
当該北海道の住民にとって遠い将来にわたり多大な影響を与える特定放射性廃棄物最終処分場建設に関する説明会をNUMOの主張を周知することのみを目的とした場とすることは許すことはできません。報告書の内容について出された意見に関しては持ち帰り再検討しなければなりません。再検討の結果については再度公告縦覧され改めて説明会が行われなければなりません。そのような説明会を保証する施行規則として下さい。			
「30日以上相当の期間を定めて」縦覧に供し、縦覧者からの質問事項に対し、回答書を作成し公開しなければならない。		原子力発電環境整備機構（NUMO）は、提出された報告書の内容についての意見の概要及び当該意見についてのNUMOの見解を記載した書類を関係都道府県知事及び関係市町村長に送付しなければならないこととされています（特定放射性廃棄物の最終処分に関する施行規則（平成12年通商産業省令第151号）第11条）。	
文献調査報告書に対する意見や回答においては、国民・道民の意見を真摯に受け止め、すべての国民に知らせる義務があります。			

寄せられた御意見の概要		寄せられた御意見に対する考え方	
放射性廃棄物の処分方法について			
今日の新聞に、300人余の連名で「日本に地層処分の適地はない」という声明が出されたことが載っていました。こんな地殻変動の激しい日本列島に地層処分なんかできる場所はありません。声明は至極真っ当で、当たり前のことです。まして神恵内や寿都は日本でも地殻変動の大きい処であって、とても地層処分なんかできる場所でないことは、NUMOもわかっているはずです。		地層処分は、国際的にも最も安全で実現可能な処分方法とされており、平成26年に国の審議会がとりまとめた報告書でも、段階的なサイト選定により、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選定できるものとされています。	
国内には、10万年という長期にわたり安定的な地質が存在せず、「ここなら永久に使用済核燃料を安全に保管できる」という場所・地域が存在しない。従って、寿都町と神恵内村で行われている文献調査は無意味（山口県上関町はこれから文献調査をしようと目論んでいるが、これも無意味）である。			
3.11で、すでに汚してしまった場所があります。 私は、汚れはできるだけ広げず、最小限の場所で処理していく事が大事ではないか、と思います。		高レベル放射性廃棄物の最終処分施設は、全国で1カ所を計画しています。	
交付金に反対である			
そもそも、文献調査という名目で、お金と時間を使い、今以上に地球を破壊し、汚す場所を増やす事はいかななものか、と考えます。 お金(税金)と時間をもっと大事な事に使っていただきたいです。		文献調査は、地域の地質に関する文献・データを調査・分析するものであり、ボーリング等の物理探査を伴わないものです。また、調査期間中は、放射性廃棄物を一切持ち込まず、地域の環境に物理的な影響を与えることはありません。	
原子力政策について			
現在の原発を再稼働（することで更に使用済核燃料が増えてしまう）しようという流れは、即時やめるべきである。		第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。	

寄せられた御意見の概要	寄せられた御意見に対する考え方
エネルギー政策について	
未来を考えていない経済産業省資源エネルギー庁電力のやり方には反対です！ 日本は自然エネルギーの活用を真剣に考えなければ時代なのに世界からも遅れているエネルギーに対しての考え方を真剣に考えてほしいです。 未来の人たちのために 倫理観を持って仕事に取り組んでください、それができないのなら仕事を辞めていただきたい気持ちです。	国民生活や産業の基盤となる安定的で安価なエネルギー供給を確保することは我が国の最重要課題の一つです。気候変動問題への対応と両立する形で、将来にわたって安定的にエネルギー供給を確保する体制を構築するべく、太陽光・風力・地熱などの再エネに加え、原子力、火力、水素・アンモニアなど、あらゆる選択肢を確保しながら、エネルギー安定供給の確保に努めていきます。いただいた御意見は、今後のエネルギー政策を進める上での参考とさせていただきます。
パブリックコメントについて	
結論はすでに決まっていて、どのような意見が出ていても、パブコメをしたというアリバイ作りのために行われているのではないかと。 パブコメを分類してまとめるだけでなく、意見を関係部署に回してそれぞれで討議し、フィードバックするシステムを構築すべきである。 パブコメの取り扱いについて、どの役所も紋切り型です。我々も忙しい中、せっかく長時間考えやっと提出しても意欲が失われ、二度と意見提出などしたくないと思ってしまいます。忙しいとは思いますが文章に於いても、もう少し答えようがあるのではと思ってしまいます。	引き続き、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえながら、施策の検討・実施を進めていきます。
体裁を整えるための報告会もパブリックコメントも無益である。	
施行規則には「報告書の内容について意見を書面により提出することができる」とあるが、例えば１０月１３日の特定放射性廃棄物小委員会で説明された「文献調査段階の評価の考え方（案）」についてのパブリックコメントの扱いを見ても、寄せられた意見のうち取り上げられたのは形式的な面の指摘に対してだけであり、内容に対する疑義などは、その理由を示すことなく取り上げられなかった。 このような意見公募のあり方を続ければ国民は意見を提出する意欲を失い、行政の民主的なあり方が根底から損なわれる。	
施行規則には「報告書の内容について意見を書面により提出することができる」とあるが、例えば１０月１３日の特定放射性廃棄物小委員会で説明された「文献調査段階の評価の考え方（案）」についてのパブリックコメントの扱いを見ても、寄せられた意見のうち取り上げられたのは形式的な面の指摘に対してだけであり、内容に対する疑義などは、その理由を示すことなく取り上げられなかった。このような意見公募のあり方を続ければ国民は意見を提出する意欲を失い、行政の民主的なあり方が根底から損なわれる。	原子力発電環境整備機構（NUMO）は、提出された報告書の内容についての意見の概要及び当該意見についてのNUMOの見解を記載した書類を関係都道府県知事及び関係市町村長に送付しなければならないこととされています（特定放射性廃棄物の最終処分に関する施行規則（平成12年通商産業省令第151号）第11条）。
施行規則には「報告書の内容について意見を書面により提出することができる」とあるが、例えば１０月１３日の特定放射性廃棄物小委員会で説明された「文献調査段階の評価の考え方（案）」についてのパブリックコメントの扱いを見ても、寄せられた意見のうち取り上げられたのは形式的な面の指摘に対してだけであり、内容に対する疑義などは、その理由を示すことなく取り上げられていなかった。このような意見公募と回答を見続けている国民は意見を提出する意欲を失います。行政は今、民主的なあり方を問われているのではないでしょうか。	
施行規則には国民が意見を提出できることが書かれていますが、パブリックコメントに寄せられた意見が、行政の進め方を変えることが基本的になく、ひどいときには意見公募の翌日から当該政策の実施がはじまってしまうようなことが行われてきています。これでは国民は意見を提出する意欲を失ってしまいます。	